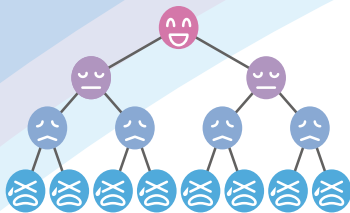


こんな商法にご注意!

# マルチ商法

販売組織のメンバーが友人・知人を誘って商品などを購入させ、新たに販売組織に加入させることでマージンを得るしくみの商法です。

〈マルチ商法形態〉



〈3つの要件〉

- ① もうかるといって人を誘うこと
- ② 商品、サービス、権利の販売であること
- ③ 個人に何らかの金銭負担を負わせること



勧誘時の「もうかる」という話と違い、思うように勧誘できず、多額の借金や商品の在庫を抱えることになります。また、友人・知人を勧誘するので、自分が加害者になったり、信用を失ったりします。マルチ商法は、契約書面を受け取った日を含め20日間は、クーリング・オフ(消費者が無条件で契約を解除できる制度)できます。

加入後1年以内に退会する際には、退会時からさかのぼって90日以内に引き渡された未使用の商品は、購入代金の1割以内の解約手数料を支払い、解約できます。